

# 令和7年余市町議会第1回臨時会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時25分

## ○招 集 年 月 日

令和7年1月20日（月曜日）

## ○招 集 の 場 所

余市町議事堂

## ○開 会

令和7年1月20日（月曜日）午前10時

## ○出 席 議 員 （16名）

|          |     |            |
|----------|-----|------------|
| 余市町議会議長  | 12番 | 藤 野 博 三    |
| 余市町議会副議長 | 3番  | 岸 本 好 且    |
| 余市町議会議員  | 1番  | 山 本 正 行    |
| 〃        | 2番  | 尾 森 加奈恵    |
| 〃        | 4番  | 佐 藤 剛 司    |
| 〃        | 5番  | 内 海 富美子    |
| 〃        | 6番  | 庄 巖 龍      |
| 〃        | 7番  | 中 井 寿 夫    |
| 〃        | 8番  | 川内谷 幸 恵    |
| 〃        | 9番  | 土 屋 美奈子    |
| 〃        | 10番 | 伊 藤 正 明    |
| 〃        | 11番 | 茅 根 英 昭    |
| 〃        | 13番 | ジャストミートあたる |
| 〃        | 14番 | 大 物 翔      |
| 〃        | 15番 | 白 川 栄美子    |
| 〃        | 16番 | 寺 田 進      |

## ○欠 席 議 員 （0名）

## ○出 席 者

|                            |         |
|----------------------------|---------|
| 余 市 町 長                    | 齊 藤 啓 輔 |
| 副 町 長                      | 渡 邊 郁 尚 |
| 総 務 部 長                    | 高 橋 伸 明 |
| 総 務 課 長                    | 越 智 英 章 |
| 財 政 課 長                    | 高 田 幸 樹 |
| 税 務 課 長                    | 成 田 文 明 |
| 民 生 部 長                    | 篠 原 道 憲 |
| 福 祉 課 長                    | 大 平 直 規 |
| 子育て・健康推進課長                 | 新 木 徹 也 |
| 保 険 課 長                    | 小 黒 雅 文 |
| 環 境 対 策 課 長                | 大 森 直 也 |
| 総 合 政 策 部 長                | 阿 部 弘 亨 |
| 政 策 推 進 課 長                | 橋 端 良 平 |
| 農 林 水 産 課 長                | 北 島 貴 光 |
| 建 設 水 道 部 長                | 奈 良 論   |
| 建 設 課 長                    | 井 上 健 男 |
| まちづくり計画課長                  | 二 木 二 郎 |
| 水道課長（併）下水道課長               | 紺 谷 友 之 |
| 会計管理者（併）会計課長               | 濱 川 龍 一 |
| 農業委員会事務局長                  | 樋 口 正 人 |
| 教育委員会教育長                   | 前 坂 伸 也 |
| 教 育 部 長                    | 浅 野 敏 昭 |
| 学 校 教 育 課 長                | 本 間 憲 明 |
| 社 会 教 育 課 長                | 中 島 豊   |
| 選挙管理委員会事務局長<br>（併）監査委員事務局長 | 石 川 智 子 |

## ○事務局職員出席者

事務局長 羽 生 満 広  
議事係長 中 山 達 郎  
書 記 山 内 千 洋

## ○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定  
議長の諸般報告
- 第 3 議案第 1 号 令和 6 年度余市町一般会計補正予算（第 8 号）
- 第 4 議案第 2 号 令和 6 年度余市町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 第 5 議案第 3 号 令和 6 年度余市町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 6 議案第 4 号 余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 7 議案第 5 号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 8 議案第 6 号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 9 議案第 7 号 余市町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

開 会 午前 10 時 00 分

○議長（藤野博三君） ただいまから令和 7 年余市町議会第 1 回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 16 名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案 7 件、他に議長の諸般報告です。

○議長（藤野博三君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議席番号 10 番、伊藤議員、議席番号 11 番、茅根議員、議席番号 13 番、ジャストミートあたる議員、以上のとおり指名いたします。

○議長（藤野博三君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○6 番（庄 巖龍君） 令和 7 年余市町議会第 1 回臨時会開催に当たり、1 月 17 日午前 10 時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員 7 名出席の下、さらに説明員として渡邊副町長、高橋総務部長、越智総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案 7 件、他に議長の諸般報告でございます。

会期につきましては、本日 1 日と決定いたしましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第 3、議案第 1 号 令和 6 年度余市町一般会計補正予算（第 8 号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 4、議案第 2 号 令和 6 年度余市町水道事業会計補正予算（第 4 号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 5、議案第 3 号 令和 6 年度余市町下水

道事業会計補正予算（第3号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第6、議案第4号 余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第7、議案第5号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案、日程第8、議案第6号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案、以上2点につきましては、それぞれ関連がございますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第9、議案第7号 余市町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

以上を申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（藤野博三君） ただいま委員長から報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

なお、今期臨時会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、原田商工観光課長は病気療養のため本日欠席の旨届出がありましたので、これを許可したことをご報告申し上げます。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関

係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

---

○議長（藤野博三君） 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般報告を終わります。

---

○議長（藤野博三君） 日程第3、議案第1号 令和6年度余市町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○財政課長（高田幸樹君） ただいま上程されました議案第1号 令和6年度余市町一般会計補正予算（第8号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案いたします補正予算につきましては、人事院勧告に伴います経費の補正計上でございます。

また、歳入につきましては、普通交付税及び繰越金に財源を求め、歳出との均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読してご説明申し上げます。

議案第1号 令和6年度余市町一般会計補正予算（第8号）。

令和6年度余市町の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,269万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億3,893万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年1月20日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。3ページをお開き願います。中段でございます。初めに、歳出の各款、各目に計上の1節報酬から4節共済費につきましては、人事院勧告に伴います人件費の補正計上となっておりますので、各目の補正額のみ申し上げ、説明は省略させていただきます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額228万8,000円。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額1,050万円。

次のページをお開き願います。2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費、補正額344万3,000円。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額40万円。

2款総務費、5項統計調査費、1目統計調査費、補正額30万円。

2款総務費、6項監査委員費、1目監査委員費、補正額20万円。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額629万円。

2目福祉センター総務費、補正額34万2,000円。

3目福祉センター入舟分館費、補正額33万3,000円。

6目心身障害者対策費、補正額33万3,000円。

3款民生費、2項児童福祉費、3目町立保育所費、補正額218万4,000円。

4目沢町児童館費、補正額65万円。

5目母子通園センター運営費、補正額51万1,000円。

6目放課後児童対策事業費、補正額94万円。

7目子ども子育て支援事業費、補正額4万7,000円。

次のページをお開き願います。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額489万5,000円。

6目保健師設置費、補正額122万円。

5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、補正額100万円。

2目援護対策費、補正額33万7,000円。

3目勤労青少年ホーム運営費、補正額31万8,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、補正額210万円。

7目農村体験交流施設費、補正額69万2,000円。

6款農林水産業費、3項水産業費、1目水産業総務費、補正額70万円。

5目フィッシャリーナ運営事業費、補正額59万7,000円。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、補正額145万円。

7目宇宙記念館管理運営費、補正額63万1,000円。

次のページをお開き願います。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、補正額200万円。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費、補正額81万7,000円。

2目冬期除雪対策費、補正額40万円。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、補正額362万4,000円、18節負担金補助及び交付金362万4,000円につきましては、ほかの款同様、人事院勧告に伴います人件費分として北後志消防組合負担金の補正計上でございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額190万円。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、補正額210万3,000円。

10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、補正額97万9,000円。

10款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額586万5,000円。

5目青少年対策費、補正額107万4,000円。

6目水産博物館費、補正額106万9,000円。

7目文化財総務費、補正額16万5,000円。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。  
3 ページをお開き願います。上段でございます。  
11 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、補正額 5,300 万 1,000 円、1 節地方交付税 5,300 万 1,000 円につきましては、必要となる一般財源として普通交付税の補正計上でございます。

20 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額 969 万 6,000 円、1 節繰越金 969 万 6,000 円につきましては、地方交付税同様、必要となる一般財源の補正計上でございます。

以上、議案第 1 号の提案理由につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14 番（大物 翔君） このたびの補正予算というのはちょっと異例だなと、10 年近く私も議会におりますけれども、こういうパターンはあまり例がないなと。国の法改正などの関係もありまして人事院勧告そのものの実行が遅れてしまったというのは以前別のほうから聞いていたので、やむなしかなとは思うのです。ただ、その一方で物価高などへの対策等含めた重点交付金というのが別途ある程度出てきていたと思うのです。余市でいけば低所得者分の給付金分除けば、たしか七千八、九百万円程度あったかと思うのです。ここ最近の例でいけば大体 12 月議会ぐらいにそういったものを含めた補正が上がってきて実行されていくというのが通例だったと思うのです。ただ、国のほうの動きもあってちょっとそうはならなかったのだというふうに昨年末の時点では解釈しておったのです。であれば、今回 1 月の臨時の段階でそれが上がってくるかなと期待をしていたのですけれども、ただ実際そうはならなかったと、ちょっとらしくないなと思うのですけれども、一体どういった事情があって今回それを出してくることができ

なかったものなのかと、その辺を伺いたいと思います。

○財政課長（高田幸樹君） 14 番、大物議員のご質問に答弁させていただきたく存じます。

このたびの補正につきましては人事院勧告に伴うものというもので、なぜ経済対策に係る部分が出てきていないのかというような趣旨のご質問でございます。これにつきましては、議員のおっしゃるとおり 7,900 万円程度、臨時交付金、推奨事業メニューということで限度額が国から示されたところでございますが、それにつきましては推奨事業メニューの中でこういった事業をやるのか、さらにはそのスキームにつきましても精査しながら進めていかなければならない現状となっております。北海道、さらには国に対する計画の提出自体も年明け早々には出さなければいけないということで、限度額いっぱいになるように私ども計画のほうをつくらせていただいて、現状その計画の内容につきまして精査させていただいている状況でございます。そういった部分もございまして今回の 1 月の臨時会につきましてはご提案に至らなかったという部分でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和6年度余市町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤野博三君） 日程第4、議案第2号 令和6年度余市町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長（紺谷友之君） ただいま上程されました議案第2号 令和6年度余市町水道事業会計補正予算（第4号）につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたび補正いたします内容につきましては、議案第1号同様、令和6年度人事院勧告に基づく各款、各目の人件費を補正いたすものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第2号 令和6年度余市町水道事業会計補正予算（第4号）。

第1条 令和6年度余市町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、科目、第1款水道事業費用、既決予定額7億2,733万8,000円、補正予定額588万8,000円、計7億3,322万6,000円。

第1項営業費用、既決予定額6億4,292万2,000円、補正予定額588万8,000円、計6億4,881万円。

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「3億3,853万5,000円」を「3億3,876万円」に、当年度分損益勘定留保資金「1億2,196万4,000円」を「1億

2,218万9,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、科目、第1款資本的支出、既決予定額6億6,472万9,000円、補正予定額22万5,000円、計6億6,495万4,000円。

第1項建設改良費、既決予定額3億7,902万円、補正予定額22万5,000円、計3億7,924万5,000円。

第4条 予算第7条に定めた経費の金額のうち、（1）、職員給与費「1億1,035万7,000円」を「1億1,647万円」に改める。

令和7年1月20日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次に、令和6年度余市町水道事業会計予算実施計画についてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。令和6年度余市町水道事業会計予算実施計画、収益的収入及び支出、支出、補正額のみ申し上げます。1款水道事業費用、補正額588万8,000円、1項営業費用、補正額588万8,000円、1目原水及び浄水費、補正額182万6,000円、2目配水及び給水費、補正額180万6,000円、3目総係費、補正額225万6,000円につきましては、いずれも人事院勧告に基づく人件費の整理による増額補正でございます。

資本的収入及び支出、支出、補正額のみ申し上げます。1款資本的支出、補正額22万5,000円、1項建設改良費、補正額22万5,000円、2目配水設備改良費、補正額22万5,000円については、人事院勧告に基づく人件費の整理による増額補正でございます。

以上、議案第2号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議

規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 令和6年度余市町水道事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤野博三君） 日程第5、議案第3号 令和6年度余市町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○下水道課長（紺谷友之君） ただいま上程されました議案第3号 令和6年度余市町下水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたび補正いたします内容につきましては、議案第1号及び第2号同様、令和6年度人事院勧告に基づき、各款、各目の人件費を補正いたしますのであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 令和6年度余市町下水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条 令和6年度余市町下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定

額を、次のとおり補正する。

支出、科目、第1款下水道事業費用、既決予定額8億1,075万3,000円、補正予定額140万1,000円、計8億1,215万4,000円。

第1項営業費用、既決予定額7億3,152万1,000円、補正予定額140万1,000円、計7億3,292万2,000円。

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1億8,235万9,000円」を「1億8,255万6,000円」に、当年度分損益勘定留保資金「1億6,157万5,000円」を「1億6,177万2,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、科目、第1款資本的支出、既決予定額23億5,902万2,000円、補正予定額19万7,000円、計23億5,921万9,000円。

第1項建設改良費、既決予定額17億6,039万7,000円、補正予定額19万7,000円、計17億6,059万4,000円。

第4条 予算第8条に定めた経費の金額のうち、(1)、職員給与費「4,441万1,000円」を「4,600万9,000円」に改める。

令和7年1月20日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次に、令和6年度余市町下水道事業会計予算実施計画についてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。令和6年度余市町下水道事業会計予算実施計画、収益的収入及び支出、支出、補正額のみ申し上げます。1款下水道事業費用、補正額140万1,000円、1項営業費用、補正額140万1,000円、1目管渠費、補正額8万4,000円、2目ポンプ場費、補正額19万1,000円、3目処理場費、補正額14万2,000円、4目総係費、補正額98万4,000円につきましては、いずれも人事院勧告に基づく人件費の整理による増額補正でございます。

資本的収入及び支出、支出、補正額のみ申し上げます。1款資本的支出、補正額19万7,000円、1項建設改良費、補正額19万7,000円、1目管渠建設

改良費、補正額19万7,000円につきましては、人事院勧告に基づく人件費の整理による増額補正でございます。

以上、議案第3号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 令和6年度余市町下水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤野博三君） 日程第6、議案第4号 余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（越智英章君） ただいま上程されま

した議案第4号 余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明いたします。

本町職員の給与等に関しましては、国家公務員の給与に準じた形で措置することを基本としておりますが、令和6年度人事院勧告に基づきまして国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が国会において可決成立したところであり、本町職員におきましても法律改正に準じまして余市町職員給与条例の一部改正を行おうとするものでございます。

国家公務員の給与改定の主な内容といたしましては、俸給表につきましては国家公務員の月例給が民間給与を2.76%、金額にして1万1,183円下回っていることから、月例給の改定につきましては初任給を大卒者程度2万3,800円、高卒者程度で2万1,400円引き上げ、また初任給をはじめ若年層に重点を置くとともに、おおむね30歳代後半までの職員に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定を行うほか、定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について各級の改定額を踏まえ所要の改定する内容で、平均改定率は3.0%となっております。

次に、期末、勤勉手当でございますが、年間支給月数を0.10月分引き上げ、4.60月とし、引上げ分は期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分することとし、本年度につきましては12月期の期末、勤勉手当を引き上げ、令和7年度以降においては6月期及び12月期の期末、勤勉手当が均等となるよう配分すべく改正されたところであり

ます。

次に、寒冷地手当でございますが、民間における同種手当の支給額が公務を11.3%上回っていることから、寒冷地手当の月額を11.3%引き上げるものであります。

あわせまして、公務員人事管理をめぐる重点課



題の対応として諸手当の改正が行われております。まず、扶養手当につきましては、2年間で段階的な実施として配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当が1人につき1万3,000円に改正されたところであります。

次に、地域手当につきましては、支給区分及び支給割合が見直されたことにより、本年度の規定も改正を行っております。

次に、通勤手当につきましては、1か月当たりの交通機関等に係る支給限度額が15万円に改正されたところであります。

次に、管理職手当については、災害への対応等に支給される管理職特別勤務手当の平日深夜に係る支給対象時間帯が午後10時から午前5時までに改正されたところであります。

また、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への住居手当、寒冷地手当の支給について改正されたところであります。

さらに、若手、中堅職員が早期に昇格した場合のメリットの拡大及び民間人材等を採用する際の給与額の引上げを図ることを目的に3級から6級の各級初号の俸給月額が改正されたところであります。

最後に、会計年度任用職員におきましても職員の給料表を準用していることから、併せて給料及び期末、勤勉手当の年間支給月数の改正を行うところであります。

以上が令和6年度人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の概要でございますが、本町職員に対する給与改定におきましても国に準じ同様の措置を行うべく、余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご提案する次第であります。

以下、議案を朗読し、ご説明いたします。

議案第4号 余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年1月20日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

(余市町職員給与条例の一部改正)

第1条 余市町職員給与条例（昭和26年余市町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に改める。

この改正は期末手当の改正で、一般職の職員の期末手当を0.05月分引き上げるもので、令和6年度につきましては12月期に配分するものでございます。

第21条第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に改める。

この改正は勤勉手当の改正で、一般職の職員の勤勉手当を0.05月分引き上げるもので、令和6年度については12月期に配分するものでございます。

第23条第1項の表中「2万3,360円」を「2万6,000円」に、「1万3,060円」を「1万4,500円」に、「8,800円」を「9,800円」に改める。

この改正は寒冷地手当の改正で、職員の寒冷地手当の月額を11.3%引き上げるものでございます。

別表1を次のように改める。

別表1の改正は、令和6年4月1日に遡及適用となる給料引上げの給料表でございます。これにつきましては、給料表の改定でございますので、朗読を省略させていただきます。

3枚おめくり願います。

第2条 余市町職員給与条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号まで」を「前項第1号に掲げる扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、前項第2号から第5号まで」に改め、「、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」を削り、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条第5項を次のように改める。

第5項 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第7条第6項から第8項までを削る。

この改正は扶養手当の改正で、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を1万3,000円に引き上げるものでございます。

第9条第2項中「100分の3」を「100分の4」に改める。

この改正は地域手当の改正で、札幌市に在勤する職員の支給割合を100分の4に引き上げるものでございます。

第10条第1項第1号中「有料の道路（以下この項及び次項）」を「有料の道路（以下この項から第3項まで）」に改め、同条第2項第1号中「以下この号に」を「次項に」に、「いう。）」を「いう。）」に改め、同条ただし書を削り、同項第3号中「（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項まで

を1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

第3項 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

この改正は通勤手当の改正で、交通機関等に係る支給限度額を15万円に引き上げるものでございます。

第18条第3項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第4項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）に勤務をした」に改める。

この改正は管理職特別勤務手当の改正で、災害対応等、平日深夜に係る支給対象時間を午後10時から午前5時まで拡大するものでございます。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

この改正は期末手当の改正で、令和7年度以降については6月期及び12月期が均等になるよう配分するための改正でございます。

第21条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に改める。

この改正は、勤勉手当の改正で、令和7年度以降においては6月期及び12月期が均等になるよう配分するための改正でございます。

第22条中「常時勤務に服する職員」の次に「及び地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」を加える。

第25条中「、第7条、第11条並びに第22条から前条まで」を「並びに第7条」に改める。

この改正は、定年前再任用短時間勤務職員に住居手当及び寒冷地手当を支給するための改正でございます。

別表1を次のように改める。

別表1の改正は、令和7年4月1日から適用される3級から6級の初号の俸給月額を改正した給料表でございます。これにつきましては、給料表の改定でございますので、朗読を省略させていただきます。

3枚おめくり願います。

（余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第3条 余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和2年余市町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に改める。

第11条の2第1項中「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の48.75」を「100分の51.25」に改める。

第19条第1項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に改める。

第19条の2第1項中「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の48.75」を「100分の51.25」に改める。

この改正は、職員の給与条例の改正に伴い、会計年度任用職員の給与条例を準用する条項について改正を行うものでございます。

別表を次のように改める。

別表の改正は給料表の改定でございますので、朗読を省略させていただきます。

2枚おめくり願います。

第4条 余市町会計年度任用職員の給与及び費

用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第11条の2第1項中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の51.25」を「100分の50」に改める。

第19条第1項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第19条の2第1項中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の51.25」を「100分の50」に改める。

この改正は、職員の給与条例の改正に伴い、会計年度任用職員の給与条例を準用する条項について改正を行うものでございます。

附則

（施行期日等）

第1項 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び附則第10項から第13項までの規定は、令和7年4月1日から施行する。

第2項 第1条の規定による改正後の余市町職員給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。ただし、改正後の給与条例第20条及び第21条の規定は、令和6年12月1日から適用する。

第3項 第3条の規定による改正後の余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の会計年度給与条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。ただし、改正後の会計年度給与条例第11条、第11条の2、第19条及び第19条の2の規定は、令和6年12月1日から適用する。

第4項 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（この条例の公布の日の属する月の前日の末日までに退職し、又は死亡した者を含む。）のうち、次に掲げるものに係る前項の規定の適用について

は、同項中「令和6年4月1日」とあるのは「令和6年10月1日」とする。

第1号 特定の時期に任用される会計年度任用職員であって、任期が3か月以内のもの。

第2号 地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定によって採用された会計年度任用職員であって、1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満のもの。

附則第4項につきましては、最低賃金の引上げも考慮し、会計年度任用職員に係る規定を令和6年10月1日から適用するものでございます。

(職務の級における最高の号俸を超える給料月額等の切替え等)

第5項 令和6年4月1日(以下「適用日」という。)の前日において第1条の規定による改正前の余市町職員給与条例(以下「改正前の給与条例」という。)の給料表に定める職務の級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の適用日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、町長が別に定める。

(適用日前の異動者の号俸等の調整)

第6項 適用日の前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

第7項 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の給与条例及び余市町職員初任給、昇格、昇級等の基準に関する規則(昭和49年余市町規則第11号)の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与及び報酬の内払)

第8項 改正後の給与条例及び改正後の会計年度給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例及び第3条の規定による改正前の余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与及び報酬は、改正後の給与条例及び改正後の会計年度給与条例の規定による給与及び報酬の内払とみなす。

(規則への委任)

第9項 附則第5項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(号俸の切替え)

第10項 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において余市町職員給与条例(以下「給与条例」という。)別表1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸(同表において「新号俸」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸(同表において「旧号俸」という。)に応じて同表に定める号俸とする。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

第11項 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び町長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第12項 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の余市町職員

給与条例第7条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度身体障害者(6) 配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする。」とあるのは、「前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする。」とする。

附則第12項につきましては、扶養手当の改正を令和7年度及び令和8年度の2年間で段階的に実施するものでございます。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第13項 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年余市町条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第4項中「第13条第3項」の次に「並びに余市町職員給与条例第22条」を加え、同条第7項中「、第7条及び第22条から第24条まで」を「及び第7条」に改める。

附則第13項につきましては、暫定再任用職員への住居手当及び寒冷地手当を支給するための改正でございます。

附則別表

職員の号俸の切替表(附則第10項関係)

附則別表につきましては、令和7年4月1日から3級から6級の各級の初号の切替え表でございます。

以上、議案第4号について提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(藤野博三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○2番(尾森加奈恵君) 質問させていただきます。

余市町の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例には、パートタイム会計年度任用職員の期末手当と勤勉手当は1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定めるものを除く任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員に支給されると記載されていますが、本町の会計年度任用職員の人数と、そのうちのパートタイム会計年度任用職員の人数、そのパートタイム会計年度任用職員のうち、期末手当と勤勉手当の支給対象者は何名なのかお伺いします。

そして、2点目なのですが、参考資料のほうに添付されている余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正(第3条関係)と(第4条関係)のこの違いについてお伺いします。

○議長(藤野博三君) 答弁調整のため、暫時休憩します。

休憩 午前10時54分

---

再開 午前11時08分

○議長(藤野博三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、尾森議員の質疑に対する答弁を求めます。

○総務課長(越智英章君) 答弁調整のため、貴重なお時間をいただきありがとうございます。2番、尾森議員のご質問にご答弁いたします。

会計年度任用職員のトータルの人数でございますが、現状230人となっております。そのうち、期末、勤勉手当が支給されている会計年度任用職員につきましては164名です。あと、すみません、会計年度のパートタイムの人数ということでしたけれども、本町においては全ての会計年度の職員がパートタイム任用職員となっております。

次に、参考資料の会計年度に係る第3条関係と第4条関係の違いでございます。まず、第3条関係につきましては令和6年度における期末、勤勉手当を12月期分を0.10月増としたものでありまして、第4条関係につきましては令和7年度以降におきまして期末、勤勉手当について0.05月分ずつ配分した改正となっているところでございます。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号 余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤野博三君） 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第7、議案第5号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案、日程第8、議案第6号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例

及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案の以上2件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第7ないし日程第8を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（越智英章君） ただいま上程になりました議案第5号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第6号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の人事院勧告に基づく給与改定におきましては、令和6年度における一般職の12月期に支給されます期末、勤勉手当の支給率を0.10月分引き上げる改正がなされ、次年度以降の措置といたしましても6月期と12月期の期末、勤勉手当が均等となるよう配分改正されたことに伴いまして、一般職同様に、議会議員をはじめ、本町特別職等におきましても令和6年12月期分の期末手当につきまして0.10月分引き上げ、次年度以降における支給率の配分見直しを行うものであります。

以下、議案を朗読いたします。初めに、議案第5号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を朗読いたします。

議案第5号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年1月20日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町議会議員

の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和34年余市町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の222.5」を「100分の227.5」に改める。

これにつきましては、議会議員の期末手当を0.10月分引き上げ、6月期と12月期の支給率を均等にする規定でございます。

附則

（施行期日等）

第1項 この条例は、公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用する。

（令和6年12月に支給する期末手当に関する経過措置）

第2項 令和6年12月に支給する期末手当に限り、改正後の余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項中「100分の227.5」とあるのは、「100分の232.5」とする。

附則第2項につきましては、議会議員の期末手当を令和6年12月期に限り、0.05月分引き上げる規定でございます。

（期末手当の内払）

第3項 改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

続きまして、議案第6号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案を朗読いたします。

議案第6号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及

び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年1月20日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例。

（余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例の一部改正）

第1条 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例（昭和34年余市町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「100分の222.5」を「100分の227.5」に改める。

これにつきましては、町長及び副町長の期末手当を0.10月分引き上げ、6月期と12月期の支給率を均等にする規定でございます。

（余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正）

第2条 余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和45年余市町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「100分の222.5」を「100分の227.5」に改める。

これにつきましては、教育長の期末手当を0.10月分引き上げ、6月期と12月期の支給率を均等にする規定でございます。

附則

（施行期日等）

第1項 この条例は、公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用する。

（令和6年12月に支給する期末手当に関する経過措置）

第2項 令和6年12月に支給する期末手当に限り、第1条の規定による改正後の余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例第2条第5項中「100分の227.5」とあるのは、

「100分の232.5」とする。

第3項 令和6年12月に支給する期末手当に限り、第2条の規定による改正後の余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例第2条第5項中「100分の227.5」とあるのは、「100分の232.5」とする。

附則第2項につきましては町長及び教育長の、附則第3項につきましては教育長の期末手当を令和6年12月期に限り0.05月分引き上げる規定でございます。

（期末手当の内払）

第4項 改正前の余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

第5項 改正前の余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

以上、一括上程されました議案第5号及び議案第6号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしましてそれぞれ新旧対照表を添付してございますので、ご高覧を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の議案2件についてこれより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

まず、議案第5号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号についてお諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤野博三君） 日程第9、議案第7号 余



市町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま上程になりました議案第7号 余市町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

ご案内のとおり、現在本町教育委員会委員でございます渡辺尚子氏におかれましては2月26日をもちまして任期満了となりますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきまして本臨時会に任命同意のご提案を申し上げる次第でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項には、委員は当該地方自治体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するという規定になってございますので、このたび議員皆様のお手元に配付してございます余市郡余市町山田町444番地3、渡辺尚子氏を余市町教育委員会委員としてご同意賜りたくご提案申し上げる次第でございます。

渡辺尚子氏につきましては、職歴等を申し上げたいと存じます。現住所は余市郡余市町山田町444番地3、生年月日は昭和54年2月5日生まれでございます。職歴としては、平成13年4月、株式会社シュウウエム化粧品、平成13年8月、株式会社日本エアシステム、平成16年4月、株式会社JALスカイ東京、平成24年、余市町にて新規就農し、令和3年2月27日から余市町教育委員会委員として現在に至っております。

以上、職歴等を申し上げましたが、余市町教育委員会委員として最も適任であると判断いたし、ご同意を賜りたく、ここにご提案申し上げる次第でございます。

それでは、お手元に配付してございます議案を

朗読申し上げます。

議案第7号 余市町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町教育委員会委員に次の者を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和7年1月20日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。記、住所、余市郡余市町山田町444番地3。氏名、渡辺尚子。生年月日、昭和54年2月5日生まれ。

以上、提案理由のご説明をいたしましたので、何とぞご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号 余市町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案の

とおり同意可決されました。

---

○議長（藤野博三君） 以上で本日の日程は全て  
終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和7年余市町議会第1回臨時会  
を閉会いたします。

閉 会 午前11時25分

上記会議録は、中山書記・山内書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長            1 2 番      藤    野    博    三

余市町議会議員           1 0 番      伊    藤    正    明

余市町議会議員           1 1 番      茅    根    英    昭

余市町議会議員           1 3 番      ジャストミートあたる